中国最新法令<速報>

※月2回発行

2025年3月28日号(No.434)

「個人情報保護合規性監査管理規則」等

森・濱田松本法律事務所 中国プラクティスグループ

https://www.morihamada.com/

本号編集責任者:森 規光

I.重要法令等の解説

1.「個人情報保護合規性監査管理規則」」

国家インターネット情報弁公室 2025年2月12日公布、2025年5月1日施行

執筆担当:戴 楽天、崔 俊、森 規光

国家インターネット情報弁公室は、2025 年 2 月 12 日に「個人情報保護合規性監査管理規則」を公布 した。

本規則は、「個人情報保護法」、「ネットワークデータ安全管理条例」等の下位法令として位置づけられ、個人情報保護合規性監査について、その実施主体、実施義務の要件、実施方法、個人情報取扱者の義務、合規性監査専門機構の責任等を規定している。また、その付属文書である「個人情報保護合規性監査ガイドライン」は、個人情報保護合規性監査を実施する際の各論点に関する重要な監査事項を規定している。

「個人情報保護法」においては個人情報保護合規性監査(以下「合規性監査」という。)の実施が要求されている。具体的には、個人情報取扱者は、その個人情報の取扱における法律、行政法規の遵守状況について定期的に合規性監査を行わなければならないとされている(同法 54条)。その後、「未成年者ネットワーク保護条例」(2024年1月1日施行)や「ネットワークデータ安全管理条例」(2025年1月1日施行)等の法令においても、「個人情報保護法」の規定を踏襲して、合規性監査の実施義務が規定されている。

このように、合規性監査の実施は、個人情報保護法上、個人情報取扱者が履行すべき義務として規定されているが、これまで詳細なルールが整備されていなかったため、実務上どのように対応すべきかが必ずしも明確ではなかった。このような状況の中、2023 年 8 月 3 日、国家インターネット情報弁公室は、「個人情報

¹ 原文「个人信息保护合规审计管理办法」

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

保護合規性監査管理規則(意見募集稿)」を公表し²、意見募集を通じて寄せられた意見や更なる審議等を踏まえ、2025年2月12日に「個人情報保護合規性監査管理規則」(以下「本規則」という。)を公布した。本規則は、2025年5月1日から施行される。本規則の主要な内容は次のとおりである。

(1)合規性監査の定義及び適用範囲

本規則では、合規性監査について、個人情報取扱者の個人情報取扱行為が法律、行政法規を遵守しているか否かの状況について審査及び評価を行う監督行為と定義している(2 条 2 項)。そして、中華人民共和国の域内において合規性監査を行う場合に、本規則を適用するとされているが(2 条 1 項)、国家機関及び法律、法規により権限を付与された公共の事務を管理する職能を有する組織の合規性監査には適用しないとされている(19 条)。

(2)合規性監査の種類

本規則では、合規性監査について、個人情報取扱者自らによる実施(いわゆる自主監査)と、国のネットワーク情報部門及びその他の個人情報保護職責履行部門(以下「保護部門」と総称する。)の要求に基づく実施に分類している。

自主監査については、1,000 万人分を超える個人情報を取り扱う個人情報取扱者は、2 年ごとに少なくとも 1 回は合規性監査を行わなければならないと規定されている(4 条)。上記以外の個人情報取扱者については、本規則では合規性監査の時期と頻度が規定されていないため、自社の状況に応じて合規性監査の時期と頻度を合理的に決めることができると解釈される³。但し、ここで留意すべきは、合規性監査の時期と頻度について、「未成年者ネットワーク保護条例」では、未成年者の個人情報を取り扱う個人情報取扱者は、毎年、未成年者の個人情報の取扱に対して合規性監査を行わなければならないと定められていることである(同条例 37 条)。そのため、未成年者の個人情報を取り扱う個人情報取扱者は、上記の 1,000 万人の基準を超えていなくても、毎年、未成年者の個人情報取扱行為について本規則に基づき合規性監査を行う義務が課されていることに留意されたい。

他方で、保護部門の要求に基づく実施の場合、次の状況のいずれかに該当する場合に、保護部門は、個人情報取扱者に対し、専門機構⁴に委託して個人情報取扱行為について合規性監査を行うよう要求することができるとされている(5条1項)。

² 本ニュースレターNo.404(2023年8月25日発行)をご参照。

³ 国家インターネット情報弁公室の担当者による本規則に関する記者の質問への回答

⁴ 本規則では、専門機構については、個人情報保護合規性監査を行う能力を備え、サービスに適した監査人員、場所、施設及び資金等を有していなければならず、また、関連専門機構が認証に合格することを奨励する(7条)とされているが、詳細な要件等は本規則に規定されていない。他方で、全国ネットワーク安全標準化技術委員会は、2025年3月3日付けで「個人情報保護合規性監査専門機構サービス能力要求(意見募集稿)」を公表しており、専門機構の具体的な要件については、同意見募集稿の正式公布に注目したい。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

- ①個人情報取扱行為に個人の権益への著しい影響又は安全措置の著しい欠如等比較的大きなリスクの存在が発見された場合
- ②個人情報取扱行為によって多くの個人の権益を侵害するおそれがある場合
- ③個人情報の安全に係る事象が発生し、100万人分以上の個人情報又は10万人分以上の機微な個人情報の漏洩、改竄、紛失又は損傷をもたらした場合

但し、専門機構は、同一の個人情報の安全に係る事象又はリスクについて、重複して、個人情報取扱者に対し専門機構に委託して合規性監査を行うよう要求してはならないとされている(5条2項)。

(3)合規性監査の内容

本規則では、個人情報取扱者が、自ら又は保護部門の要求に基づき専門機構に委託して合規性監査を行う場合に、本規則の付属文書「個人情報保護合規性監査ガイドライン」を参照しなければならないとされている(6条)。

「個人情報保護合規性監査ガイドライン」においては、個人情報取扱規則、各種具体的な取扱(公開、提供等)、機微な個人情報の取扱、域外移転、個人情報取扱者の義務、個人情報主体の権利保護等を含む 26 項目の監査事項が詳細に列挙され、各監査事項について監査の項目が詳しく記載されている。

(4)保護部門の要求に基づく合規性監査

本規則では、個人情報取扱者は、保護部門の要求に基づいて合規性監査を行う場合には、保護部門の要求に基づいて専門機構を選定し、所定の期間内(状況が複雑なときは、保護部門に承認を求めた後、適宜延長することが可能)に合規性監査を完了し、専門機構による合規性監査業務の正常な実施のために必要な支持を提供し、かつ監査費用を負担しなければならないとされている(8条、9条)。

また、合規性監査が完了した後に、専門機構が個人情報保護合規性監査報告を作成し、専門機構の主要責任者、合規性監査責任者が署名し、かつ専門機構の公印を押捺したうえで、保護部門に提出しなければならないとされている(10条)。さらに、個人情報取扱者は、合規性監査において発見された問題について、保護部門の要求に基づいて改善しなければならず、改善が完了した後 15 業務日以内に、保護部門に改善状況報告を提出するとされている(11条)。

(5)実施対象となる個人情報取扱者の特別義務

本規則によれば、100 万人分以上の個人情報を取り扱う個人情報取扱者は、個人情報保護責任者を指定し、個人情報取扱者の合規性監査業務を担当させなければならないと規定されている(12 条 1 項)。

また、重要なインターネットプラットフォームサービスを提供し、ユーザー数が膨大で、業務類型が複雑な

個人情報取扱者は、主に外部の構成員により構成する独立機構を設置し、合規性監査状況に対する監督を 行わせなければならないと規定されている(12条2項)。但し、上記の個人情報取扱者の判定基準及び独立 機構の構成要件等について、本規則では明確にされていないため、今後の立法動向を引き続き注視する必 要があると考えられる。

(6)その他の改正

上記のほか、本規則では、専門機構の義務、当局による監督管理及び罰則等が規定されている。

(全19条)

Ⅱ.注目法令等の紹介

1. 「2025 年外資安定行動方案」⁵ 商務部等 2025 年 2 月 27 日公布、同日施行

執筆担当:張 雪駿、水本 真矢

2025 年 3 月 13 日の外交部記者会見⁶によれば、2024 年末までに、中国全国に設立された外商投資企業の数は累計約 124 万社であり、実際の利用外資金額は 20.6 兆元であった。2024 年度は、中国全国で 6 万社ほどの外商投資企業が新規設立されており、これは前年同期比 9.9%増であった。また、直近 5 年の外商直接投資の収益率は約 9%であった。

2023 年 7 月 25 日、国務院は、外商投資を誘致・活用するために、「国務院による外商投資環境のさらなる最適化による外商投資誘致活動の強化に関する意見⁷」を公布し、24 項目の政策を定めていたが、上記の状況にも鑑み、外商投資を安定させ、また外資誘致を強化するため、商務部等は、「2025 年外資安定行動方案」を公布して、以下のとおり 20 項目のアクションプランを制定した。

(1)自主開放の秩序ある拡大

1 電信、医療、教育等の分野の開放試行を制定又は拡大して、試行区域における付加価値電信8、生物

⁵ 原文「2025 年稳外资行动方案」

⁶ https://www.fmprc.gov.cn/fyrbt 673021/202503/t20250313_11574313.shtml

⁷ 本ニュースレターNo.405(2023年9月8日発行)をご参照。

⁸ 工業及び情報化部は、2024 年 4 月 8 日に「付加価値電信業務の対外開放拡大試行業務の展開に関する通告」を公布して、北京市、上海市、海南省、深セン市の一部地方において、インターネットデータセンター(IDC)、インターネット接続サービス(ISP)等付加価値電信の外資制限の取消しに関する開放試行を定めた。

これを受けて、2025 年 2 月28日、シーメンス数字科技(深セン)有限公司等 13 社は、第一陣として、上記付加価値電信業務のラ 当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。 © Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

技術9、外商独資医院10等の開放を支持する。

- 2 製造業における外資規制の全面取消を遂行し、外商投資ネガティブリスト以外の分野について内資 外資一致の原則に基づいて管理する。
- 3 サービス業拡大開放モデル区¹¹を支持し、開放試行の範囲を拡大し、試行経験を全国に普及する等政策を研究検討する。
- 4 生物医薬分野の開放を推進し、新薬上場を加速する。
- 5 改正された「外国投資家の上場会社に対する戦略投資管理規則¹²」に基づいて、外資による持分投資 を奨励する。

(2)投資促進水準の向上

- 6 「投資中国」ブランドを作り、年度実施方案を制定する。
- 7 外商投資企業による国内再投資を支持し、奨励措置の策定と外資企業国内投資情報報告制度の制定を考案する。
- 8 外商投資奨励類目録を拡大し、製造業、現代サービス業、中西部及び東北地区への外資投資を支持する。
- 9 外商投資性会社による国内ローンの使用制限を取り消し、国内ローンによる持分投資を認める。
- 10 多国籍企業による投資性公司の設立を奨励し、外貨管理、人員流動、データ越境等において利便性措置を制定する。
- 11 「外国投資者の国内企業買収に関する規定」を改正し、買収規則及び取引手続きを適正化して、クロスボーダー株式交換の要件を緩和する。
- 12 牧畜業、養老、文化、旅行、スポーツ、医療、職業教育、金融等分野に対する外商投資を奨励する。
- 13 プレスリリース、記者会見、専門家解説等の形式を利用して、外商投資新政策を紹介する。

イセンスを受けた(https://www.miit.gov.cn/xwfb/gxdt/sjdt/art/2025/art 12e905c29646482aab5a5d5038b08a45.html)。

⁹ 商務部等は、2024 年 9 月 7 日に「医療分野拡大開放試行業務に関する通知」を公布して、北京自由貿易試験区、上海自由貿易試験区、広東自由貿易試験区及び海南自由貿易試験港において、外商投資企業が医薬製品登録及び生産のために人体幹細胞、遺伝子診断及び医療の技術開発及び技術応用を認めた。

これを受けて、2024 年 11 月、メルク検測(上海)有限公司等 6 社の外商投資企業は、上海自由貿易試験区において、経営範囲の変更を行い、幹細胞及び遺伝子治療に関する業務を開始した(https://news.qq.com/rain/a/20241122A07EUA00)。

¹⁰ 商務部等は、2024 年 11 月 1 日に「独資医院分野拡大開放試行業務方案」を公布して、北京市、天津市、上海市、南京市、蘇州市、福州市、広州市、深セン市及び海南省において、外商投資独資医院に関する開放試行を定めた。

これをうけて、2025 年 1 月、シンガポール Perennial グループの天津鵬瑞利医院は、初の外資投資独資医院として開業した(<u>http://www.news.cn/local/20241217/2ad7fb95ebca423aa312c895d1b1848c/c.html</u>)。

¹¹ 国務院は、2023 年 11 月 18 日、「北京深化国家サービス業拡大開放総合モデル区建設の支持に関する業務方案」を公布した。 業務方案は、北京市において、外国籍医師によるクリニック設立の許可、データ取引契約雛形の公布、通関手続きの利便化等のサー ビス業開放措置を制定した。

^{12 &}lt;u>本ニュースレターNo.430(2024年11月20日発行)</u>をご参照。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

(3)開放プラットフォーム効果の強化

- 14 国家級経済技術開発区13等において新政策を制定し、対外開放のプラットフォーム機能を発揮する。
- 15 自由貿易試験区における制度開放を支持し、外資誘致の高地(外商投資にとってより魅力的な地域)を作る。

(4)サービス保障の強化

- 16 重大及び重点外資プロジェクトを増やし、政府支持及びサービス保障を強化する。
- 17 政府調達における本国製品(中国で製造されたものと認められる製品)の関連標準¹⁴を制定し、各種所有制の企業が中国国内で製造した製品が平等に政府調達に参与できることを保障する。
- 18 外商投資企業の融資を奨励し、金融機構による融資サービスの提供を奨励する。
- 19 一方的ビザ免除国家等の範囲を安定的に拡大し、人員のクロスボーダー流動を促進する。
- 20 外商投資企業の AEO 認証を拡大し、輸出入段階における外商投資企業知的財産権侵害行為の取締りを遂行する。

(全20条)

2. 「市場監督管理行政違法行為初回処罰免除、軽微処罰免除リスト(一)」¹⁵ 国家市場監督管理総局 2025年1月27日公布、同日施行

執筆担当:吉 佳宜、五十嵐 充

国家市場監督管理総局は、「国務院による過料設定及び実施のさらなる規範化及び監督に関する指導意見」¹⁶に従い、行政処罰法 33 条において定められている行政処罰免除事由¹⁷について具体的な適用リストの第一弾を公布した。

同リストは、法令改正や実務状況に応じて適時調整されるものであり、各地の市場監督管理部門は、現地の実情を踏まえてリストを拡充し、現地用の処罰減免リストを制定することができるとされている(5条)。

第一弾のリストはいずれも食品安全に関するものであり、それぞれの概要は下表のとおりである。

¹³ 商務部の発表によれば、2023 年度まで、国家級経済技術開発区は合計 229 個あり、蘇州工業園区、広州経済技術開発区等が該当する。(https://www.mofcom.gov.cn/syxwfb/art/2025/art_dbd547c8f4f24898b40388efe825e39a. html)。

¹⁴ 財政部は、2024 年 12 月 5 日、「政府調達分野における本国製品標準及び政策実施に関する事項の通知(意見募集稿)」を公布した。 意見募集稿は、政府調達において、本国製品と認定される基準(中国国内生産の要求、中国国内生産部品のコスト比率、キーコンポーネント・キープロセス等の要求)、本国製品見積価格の 20%控除等に関する規定を定めた。

¹⁵ 原文「市场监管行政违法行为首违不罚、轻微免罚清单(一)」

¹⁶ 国務院、2024年2月9日公布、同日施行。

¹⁷ 違法行為が軽微で遅滞なく是正され、危害結果をきたさなかった場合(軽微処罰免除事由)、行政処罰を与えない。初めての違法 行為であって、危害結果が軽微で遅滞なく是正された場合(初回処罰免除可能事由)、行政処罰を与えないことができる。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

No.	違法行為の類型	行政違法行為初回処罰免除リスト(一)	軽微行政違法行為処罰免除リスト(一)
		の処罰免除条件	の処罰免除条件
1	食品取扱許可を取得せずにば	・初回の違法行為であること18	_
	ら売り食品取扱活動(ばら売	・直ちに自ら是正し、又は是正命令期間	
	りの調理済み食品の販売を除	中に是正したこと	
	く)に従事すること	・食品安全事故が発生していないこと	
2	食品経営許可証の有効期限が	・初回の違法行為であること	_
	切れても更新していないこと	・違法行為の継続期間が 1 か月未満であ	
		ること	
		・食品取扱許可証の取得条件を満たして	
		いること	
		・許可証の有効期間内に食品安全事故が	
		発生していないこと	
3	食品取扱許可証に記載された	・初回の違法行為であること	_
	主体業態、経営項目等の許可	・「食品取扱許可及び届出管理規則」52	
	事項に変更があり、食品取扱	条3項の規定のいずれかに該当すること	
	者が変更申請を行っていない	・直ちに自ら是正し、又は是正命令期間	
	こと	中に是正したこと	
4	食品安全基準に適合しない食	・初回の違法行為であること	・主観的な故意がなく、食品が食品安全基準
	用農産物を取り扱うこと	・主観的な故意がなく、食品が食品安全	に適合しない原因が自分にないこと
		基準に適合しない原因が自分にないこと	・仕入先を事実のとおりに説明できたこと
		・仕入先を事実のとおりに説明できたこ	・食品安全事故又は食品由来疾病が発生し
		ح	ていないこと
		・食品安全事故又は食品由来疾病が発生	・直ちに自ら是正し、又は是正命令期間中に
		していないこと	是正したこと
		・直ちに自ら是正し、又は是正命令期間	・食品取扱者が 2 年以内に同類型の違法行
		中に是正したこと	為を 3 回目に行った場合、処罰が免除され
			ない。
5	品質保持期限の過ぎた食品、	・初回の違法行為であること	・仕入先を事実のとおりに説明できたこと
	食品添加物を取り扱うこと	・飲食業務を行っていないこと	・違法な製品の価格が 500 元を超えず、か
		・仕入先を事実のとおりに説明できたこ	つ食品が売り出されていないこと
		ک	・食品安全事故又は食品由来疾病が発生し
		・違法な製品の価格が 500 元を超えな	ていないこと
		いこと	・直ちに自ら是正し、又は是正命令期間中に

^{1.}

¹⁸「初回の違法行為であること」とは、生産・取扱者が初めて食品安全に関する法律、法規、規則等の規定を違反し、違法行為と判定された場合を指す。同一の生産・取扱者が 2 年以内に同類違法行為を行っていない場合、「初回の違法行為であること」とみなす。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

$\overline{}$			
		・食品安全事故又は食品由来疾病が発生	是正したこと
		していないこと	・食品取扱者が 2 年以内に同類型の違法行
		・直ちに自ら是正し、又は是正命令期間	為を 3 回目に行った場合、処罰が免除され
		中に是正したこと	ない。
6	包装食品のラベルに関する食	・初回の違法行為であること	・食品取扱段階に属すること
	品安全国家標準の規定に適合	・食品取扱段階に属すること	・仕入先を事実のとおりに説明できたこと
	しない包装食品を取り扱うこ	・仕入先を事実のとおりに説明できたこ	・食品安全事故又は食品由来疾病が発生し
	ک	ک	ていないこと
		・食品安全事故又は食品由来疾病が発生	・直ちに自ら是正し、又は是正命令期間中に
		していないこと	是正したこと
		・直ちに自ら是正し、又は是正命令期間	・食品取扱者が 2 年以内に同類型の違法行
		中に是正したこと	為を 3 回目に行った場合、処罰が免除され
			ない。
7	食品生産・取扱者の監督検査	・初回の違法行為であること	_
	において、食品生産者の生産	・食品安全事故又は食品由来疾病が発生	
	過程の管理が食品生産衛生に	していないこと	
	関する食品安全国家標準、又	・直ちに自ら是正し、又は是正命令期間	
	は食品取扱者の取扱過程の管	中に是正したこと	
	理が食品取扱衛生に関する食		
	品安全国家標準の規定に適合		
	しないことが発見されたこと		
8	特殊食品を一般の食品又は薬	・初回の違法行為であること	・仕入先を事実のとおりに説明できたこと
	品と一緒に陳列して販売した	・仕入先を事実のとおりに説明できたこ	・食品安全事故又は食品由来疾病が発生し
	こと	ک	ていないこと
		・食品安全事故又は食品由来疾病が発生	・直ちに自ら是正し、又は是正命令期間中に
		していないこと	是正したこと
		・直ちに自ら是正し、又は是正命令期間	
		中に是正したこと	

また、食品生産・取扱者に重大な情状が存在する場合や、学校、幼稚園・保育所、高齢者福祉機構、建築工事現場等の集団給食実施企業及びそれらに食事を提供する集団給食配送企業には、同リストは適用されないとされている。さらに、同リストに基づき行政処罰を受けない場合でも、変質した食品、品質保持期限の過ぎた食品又はリコールされた食品に対して相応の法律義務を履行しなければならないことを強調した(リストの説明部分)。

(全5条)

Ⅲ.その他の法令等一覧

2025年1月28日から2025年3月17日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである(上記にて取り扱った法令等を除く。)。

1. 「政府的融資担保発展管理規則」

(原文:政府性融资担保发展管理办法) (財政部等、2025年2月19日公布、2025年3月1日施行)

2. 「税関出入国手荷物物品監督管理規則」

(原文:海关进出境行李物品监管办法) (税関総署、2025年2月17日公布、2025年4月1日施行)

3. 「非法社会組織取締規則(改正)」

(原文:取缔非法社会组织办法(修订)) (民政部、2025年2月13日公布、2025年5月1日施行)

4. 「経営主体登記档案管理規則」

(原文: 经营主体登记档案管理办法) (国家市場監督管理総局等、2025年2月10日公布、2025年3月20日施行)

5. 「文化の高品質発展の推進に関する若干経済政策」

(原文: 关于推动文化高质量发展的若干经济政策) (国務院弁公庁、2025年1月20日公布、同日施行)

6. 「公共安全ビデオ画像情報システム管理条例」

(原文:公共安全视频图像信息系统管理条例) (国務院、2025年1月13日公布、2025年4月1日施行)

7. 「薬品医療機械監督管理改革を全面的に深化し医薬産業の高品質発展の促進に関する意見」

(原文: 关于全面深化药品医疗器械监管改革促进医药产业高质量发展的意见) (国務院弁公庁、2024年12月30日公布、同日施行)

8. 「インターネット軍事情報伝達管理規則」

(原文: 互联网军事信息传播管理办法) (国家インターネット情報弁公室等、2025 年 1 月 22 日公布、2025 年 3 月 1 日施行)

9. 「タングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウム関連品目に対して輸出管理を実施する決定」 (原文: 关于公布对钨、碲、铋、钼、铟相关物项实施出口管制的决定) (商務部等、2025 年 2 月 4 日公布、同日施行)

10. 「輸出薬品生産監督管理規定(意見募集稿)」

(原文:出口药品生产监督管理规定(征求意见稿)) (国家薬品監督管理局、2025年2月8日公布、2025年2月28日まで意見募集)

11. 「ネットワーク取引コンプライアンスデータ報告提出管理暫行規則(意見募集稿)」

(原文:网络交易合规数据报送管理暂行办法(征求意见稿))

(国家市場監督管理総局、2025年1月24日公布、2025年2月23日まで意見募集)

12. 「全国人民代表大会及び地方各級人民代表大会代表法(改正)」

(原文:全国人民代表大会和地方各级人民代表大会代表法(修订))

(全国人民代表大会、2025年3月11日公布、2025年3月12日施行)

13. 「民用航空法(改正草案)」

(原文:民用航空法(修订草案))

(全人代常務委員会、2025年2月25日公布、2025年3月26日まで意見募集)

14. 「個人所得稅総合所得確定納付管理規則」

(原文:个人所得税综合所得汇算清缴管理办法)

(国家税務総局、2025年2月26日公布、同日施行)

15. 「15 社の米国実体を輸出管理規制リストに追加することの公布に関する公告」

(原文: 关于公布将 15 家美国实体列入出口管制管控名单的公告)

(商務部、2025年3月4日公布、同日施行)

16. 「米国原産の光ファイバーに対して反迂回調査を開始することの公布に関する公告」

(原文:关于公布对原产于美国的进口相关截止波长位移单模光纤发起反规避调查的公告) (商務部、2025年3月4日公布、同日施行)

17. 「米国原産の一部輸入商品に対して関税追加に関する公告」

(原文:关于对原产于美国的部分进口商品加征关税的公告)

(国務院関税税則委員会、2025年3月4日公布、同日施行)

18. 「米国 Illumina 社に対して信頼懸念エンティティリスト処理措置の実施に関する公告」

(原文:关于对美国因美纳公司采取不可靠实体清单处理措施的公告)

(商務部、2025年3月4日公布、同日施行)

19. 「TCOM 社等 10 社の米国企業を信頼懸念エンティティリスト二追加することに関する公告」

(原文:关于将特科姆公司等 10 家美国企业列入不可靠实体清单的公告)

(商務部、2025年3月4日公布、同日施行)

20. 「中小企業にコンプライアンス意識の向上及びコンプライアンス管理の強化に関する指導意見」

(原文:关于促进中小企业提升合规意识加强合规管理的指导意见)

(工業及び情報化部等、2025年3月7日公布、同日施行)

21. 「人工知能生成合成内容標識規則」

(原文:人工智能生成合成内容标识办法)

(国家インターネット情報弁公室、2025年3月7日公布、2025年9月1日施行)

22.「前払式消費に係る民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」

(原文:关于审理预付式消费民事纠纷案件适用法律若干问题的解释)

(最高人民法院、2025年3月13日公布、2025年5月1日施行)

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、鈴木幹太、 五十嵐充、井村俊介、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、 木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、加瀬由美子、佐藤万里、重冨賢人、橋本祐弥、 渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、児玉祐基、森琢真 吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴楽天、張雪駿、沈暘

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1

丸の内パークビルディング TEL: 03-5220-1839 FAX: 03-5220-1739 tokyo-sec@morihamada.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号恒生銀行大厦 22 階 200120 TEL: +86-21-6841-2500

FAX: +86-21-6841-2811 shanghai@morihamada.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号 北京発展大厦 316 号室 100004 TEL: +86-10-6590-9292 FAX: +86-10-6590-9290 beijing@morihamada.com